

四 半 期 報 告 書

(第89期第1四半期)

自 平成24年4月1日
至 平成24年6月30日

東 京 電 力 株 式 会 社

E 0 4 4 9 8

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した四半期報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
(1) 【株式の総数等】	14
(2) 【新株予約権等の状況】	26
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	26
(4) 【ライツプランの内容】	26
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	26
(6) 【大株主の状況】	27
(7) 【議決権の状況】	27
2 【役員の状況】	28
第4 【経理の状況】	29
1 【四半期連結財務諸表】	30
(1) 【四半期連結貸借対照表】	30
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	32
【四半期連結損益計算書】	32
【四半期連結包括利益計算書】	33
2 【その他】	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	40

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月3日
【四半期会計期間】	第89期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	東京電力株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 廣瀬 直己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部課長 小幡 正人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部課長 小幡 正人
【縦覧に供する場所】	東京電力株式会社 神奈川支店 （横浜市中区弁天通1丁目1番地） 東京電力株式会社 埼玉支店 （さいたま市浦和区北浦和5丁目14番2号） 東京電力株式会社 千葉支店 （千葉市中央区富士見2丁目9番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第88期 第1四半期 連結累計期間	第89期 第1四半期 連結累計期間	第88期
会計期間		平成23年 4月1日から 平成23年 6月30日まで	平成24年 4月1日から 平成24年 6月30日まで	平成23年 4月1日から 平成24年 3月31日まで
売上高	百万円	1,133,115	1,309,727	5,349,445
経常損失(△)	〃	△62,763	△124,265	△400,405
四半期(当期)純損失(△)	〃	△571,759	△288,394	△781,641
四半期包括利益又は包括利益	〃	△546,944	△282,763	△767,168
純資産額	〃	1,050,979	527,318	812,476
総資産額	〃	14,294,014	14,529,284	15,536,456
1株当たり四半期(当期)純損失(△)	円	△356.79	△179.97	△487.76
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	〃	—	—	—
自己資本比率	%	7.1	3.5	5.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第88期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。第89期第1四半期連結累計期間及び第88期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していない。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社67社及び関連会社38社（平成24年6月30日現在）で構成され、「電気事業」及び「その他」に関する事業を行っている。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。

主要な関係会社の異動は、以下のとおりである。

[その他]

〈海外事業〉

当社は、平成24年6月に当社関係会社の「グレート・エナジー・アライアンス社」の株式を譲渡したことにより、当第1四半期連結会計期間から、同社は関係会社ではなくなっている。

（主な関係会社）

海外事業：トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社、ティーエムエナジー・オーストラリア社、(株)ユーラスエナジーホールディングス、ティーエムエナジー社、テプディア・ジェネレーティング社、アイティーエム・インベストメント社

〈住環境・生活関連事業〉

当社は、平成24年7月に当社関係会社の「東京リビングサービス(株)」の株式を譲渡したことにより、第2四半期連結会計期間から、同社は関係会社ではなくなっている。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の放出や電気の安定供給の支障等、広く社会のみなさまにご迷惑をおかけするとともに、当社グループの経営状況は大幅に悪化した。

これに対し当社は、今後取り組むべき課題と対応方針をとりまとめた総合特別事業計画を原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）とともに策定し、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、経営基盤を建て直すとともに、諸課題の克服に向けた対応に全力で取り組んでいる。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが顕在化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(1) 福島第一原子力発電所事故

当社グループは、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故について、「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」に基づき、事故の早期収束に向けた取り組みを計画的に進めてきた。その結果、平成23年12月、政府の原子力災害対策本部において、原子炉が「冷温停止状態」に達し、福島第一原子力発電所の事故そのものは収束に至ったと判断された。その後、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」）をとりまとめ、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けて取り組んでいるが、これまで経験のない技術的困難性を伴う課題が多いこと等から、中長期ロードマップ通りに取り組みが進まない可能性がある。また、事故収束及び福島第一原子力発電所1～4号機廃止に関する費用は、合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上しているが、変動する可能性がある。その場合、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

(2) 機構による当社株式の引受け

当社は、平成24年7月31日に機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行した。

A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。

機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の2分の1超を保有しており、株主総会における議決権行使等により、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。

今後、機構によりB種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が生じる結果として、当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境等によっては、さらに当社の株価に影響を及ぼす可能性もある。

(3) 電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震の影響等による福島第一・福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止により、当社グループは供給力が低下していることから、ガスタービン発電設備の設置などの供給力確保策を進めている。加えて、お客さまへ節電のご協力や需給調整契約ご加入をお願いするなど需要面の対策を進めており、計画停電については原則不実施としているが、天候状況や発電設備の計画外の停止等により需給状況が逼迫した場合には、計画停電の実施を余儀なくされる可能性がある。さらに自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(4) 原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を踏まえ、原子力政策の見直しが行われており、その結果により原子力発電のみならず原子燃料サイクルの事業運営は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、原子力事故の発生を踏まえ、経済産業大臣の指示に基づく緊急安全対策を実施するとともに、原子力事故の調査及び検証から導き出された課題・教訓等を踏まえた更なる安全確保に向けて取り組んでいるが、自然災害や設備トラブル、定期検査の延長、「発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価（ストレステスト）」、災害復旧の長期化等により、その稼働に影響・変更が生じる可能性がある。その場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ヶ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(5) 事業規制・環境規制

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く規制環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(6) 販売電力量

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心とした天候に影響されることがある。加えて、節電や省エネルギーの進展等により影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(7) お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(8) 金融市場の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

(9) 火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるLNG、原油、石炭等の価格は、国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

(10) 安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止に努めているが、作業ミス、法令や社内ルールの不遵守等により、事故や人身災害、大規模な環境汚染が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(11) 企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの情報管理に対する社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(13) 電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社の経営状況の変化、他事業者との競争の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融資時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期比15.6%増の1兆3,097億円、経常損益は1,242億円の損失（前年同四半期は経常損失627億円）となった。

四半期純損益は、原子力損害について合理的見積りが可能な賠償の見積額1,610億円を原子力損害賠償費に計上した影響などから、2,883億円の損失（前年同四半期は四半期純損失5,717億円）となった。

なお、電気事業については、売上高において販売電力量を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって販売電力量が増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期の販売電力量は相対的に低水準となる特徴がある。

また、当第1四半期連結累計期間における各セグメントの業績（セグメント間の内部取引消去前）は次のとおりである。

〔電気事業〕

販売電力量は、前年の東日本大震災の影響からの反動増などにより、前年同四半期比3.7%増の624億kWhとなった。内訳としては、電灯は前年同四半期比1.3%増の208億kWh、電力は同0.8%増の24億kWh、特定規模需要は同5.2%増の393億kWhとなった。

収支の状況については、収入面では、燃料費調整制度により販売単価が上昇したことなどにより、電気料収入は前年同四半期比16.6%増の1兆1,737億円となった。これに地帯間販売電力料や他社販売電力料などを加えた売上高は、前年同四半期比16.5%増の1兆2,317億円となった。一方、支出面では、燃料価格の高騰などにより、燃料費が増加したことなどから、営業費用は前年同四半期比21.0%増の1兆3,549億円となった。この結果、営業損益は1,232億円の損失（前年同四半期は623億円の営業損失）となった。

〔その他〕

売上高は、エネルギー・環境事業の売上増などにより、前年同四半期比1.4%増の1,385億円となった。営業費用は、住環境・生活関連事業の費用減などにより、前年同四半期比1.6%減の1,249億円となった。この結果、営業利益は前年同四半期比41.0%増の136億円となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、事故発生以来、親身・親切的な賠償の実現、原子炉の廃止措置、安定供給の確保、さらに徹底した経営合理化に向けた取り組みを実施してきたが、今なお克服すべき数多くの課題がある。

一方、事故に伴う多額の損失の発生や原子力発電所の停止等による燃料費の増加などにより財務基盤と収益構造が大幅に悪化するとともに、自律的な資金調達力が著しく低下しており、これらの抜本的な改善策を講じなければ企業として立ちゆかない状況にある。

このため当社は、今後取り組むべき課題と対応方針をとりまとめた総合特別事業計画を原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）とともに策定し、平成24年5月に国の認定を受けた。この計画のもと、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、経営基盤を建て直すとともに、「賠償・廃止措置・安定供給」の同時達成に向けて全力を尽くしていく所存である。

① 親身・親切的な賠償の実現

被害者の方々に対する親身・親切的な賠償の実現に向け、緊急特別事業計画で掲げた「5つのお約束」の履行に努めている。今後土地や建物をはじめとする財物に係る賠償が本格化することなどから、当社としては、引き続き被害者の方々の立場に寄り添って、さらなる対応の拡充・改善をすすめていく。

② 着実な廃止措置の実施

福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置の終了までには30年以上の期間を要するものと想定されており、これまで経験のない技術的困難性を伴う多くの課題がある。当社としては、「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、地域のみなさまと作業員の安全の確保を大前提に、国をはじめ関係機関と密に連携しながら着実に廃止措置に取り組んでいく。

③ 安定供給の確保

現在、当社の原子力発電所は全プラントが運転を停止しており、供給力は大幅に低下している。当社としては、緊急設置電源の増設やコンバインドサイクル化などにより供給力の増強をはかるとともに、節電のお願いや需給調整契約の拡大など各種の需要抑制策を着実に実施し、電力需給のバランスを確保していく。

また、柏崎刈羽原子力発電所の運転再開に向けて、安全性に関する総合評価（ストレステスト）を厳正適確に実施するとともに、津波に備えた浸水防止対策や全電源喪失時の燃料損傷防止対策などの安全確保対策を確実にすすめていく。そのうえで、地域のみなさまをはじめ広く社会のみなさまに当社の取り組みを丁寧にご説明し、ご理解をいただけるよう努めていく所存である。

④ 経営合理化の徹底

今後の経営合理化にあたっては、「経常的な合理化」、「構造的な合理化」、「戦略的な合理化」という3つの段階に分けて取り組んでいく。まず、「経常的な合理化」では、これまで実施してきている資材・役務調達費用や買電・燃料調達費用、人件費等の経常的費用の削減及び保有資産の売却等をすすめていく。また、「構造的な合理化」では、ピーク需要抑制策の徹底等による中長期的な設備投資の削減や子会社・関連会社を含む取引先への発注方法の抜本的な見直しなど、構造面での変革を行っていく。さらに「戦略的な合理化」では、火力発電所のリプレースや燃料調達・運用面における他の事業者の方々との連携などにより、燃料コストの戦略的削減等を推進していく。これらにより、緊急特別事業計画をもとにした削減目標に6,565億円を上積みし、平成24年度から33年度までの10年間で3兆3,650億円を超えるコスト削減を実現していく。

⑤ 直面する構造的課題への対応

(i) 「賠償・廃止措置・安定供給」への万全な対応のための財務基盤の強化

イ. 機構による当社株式の引受け

賠償と廃止措置に全力で取り組む態勢を整え、安定供給に必要な資金を確保し、財務基盤を強化するため、当社は、平成24年7月31日に機構を割当先とするA種優先株式及びB種優先株式（払込金額総額1兆円）を発行した。

ロ. 金融機関からの協力

社債市場への復帰等自律的な資金調達が可能となるまでの間、すべての取引金融機関に対し、借換え等による与信の維持をお願いし、ご協力をいただいている。これに加え、平成23年3月11日から9月末日までの間に当社が弁済を行った取引金融機関から、弁済額と同額の融資等による資金供与（いわゆる「復元」）を受けるとともに、主要取引金融機関からは、上記復元を含め約1兆円の追加与信のご協力をいただいている。

ハ. 料金改定の実施

事故発生以来、原子力発電所の停止により火力発電への依存度が高まり、燃料費が大幅に増加していることから、当社としては、経営合理化を徹底してもなお賄えないコスト増について、最低限の電気料金の値上げをお客さまにお願いすることとし、平成24年5月11日に経済産業大臣に対し電気事業法に基づく電気料金の改定を申請した。その後、平成24年7月25日に、経済産業大臣の認可を受け、平成24年9月1日から電気料金の値上げを実施する予定である。また、規制部門（ご家庭や商店・事務所等のお客さま）の電気料金認可を踏まえ、自由化部門の電気料金についても、その内容を反映し、見直しをした結果を平成24年9月1日から適用する予定である。なお、平成24年8月31日以前より4月からの値上げ料金で契約いただいているお客さまについては、今回の見直しによる差額相当分に加え、早期に契約いただいていることを踏まえた割引単価により、同年10月分の電気料金にて割引する。電気料金の値上げにあたっては、不断の経営合理化をすすめるとともに、お客さまにご理解いただけるよう情報の開示を徹底するなど説明責任を十分に果たしていく。

(ii) 事業環境の変化に対応した最適な電力供給

財務基盤が悪化し、資金調達力が大幅に低下するなか、従来と同じように自ら資金を調達して電力設備を建設することは極めて困難な状況にある。このため、今後の火力電源の確保においては、入札の実施等を通じて他の発電事業者の方々からの電力調達をすすめるとともに、他の事業者の方々との連携のもと古い火力発電所のリプレースを行い、電源の高効率化をはかっていく。同時に、これらの成果を十二分に引き出すため、送配電ネットワークの増強や運用における透明性・中立性を高めていく。また、燃料調達の安定化・低廉化に向けて、他の事業者の方々との燃料調達の連携・集約化や燃料関連施設の共同運営などにさらに取り組むほか、料金メニューの充実やスマートメーターの積極的な導入等により、ピーク需要を抑制するとともに、お客さまの多様なニーズにもきめ細かく対応していく。

(iii) 経営資源の有効活用

スマートメーターを導入し、当社の送配電ネットワークのインフラとしての質を高めるとともに、さまざまな事業者の方々ネットワークを通じて新たな商品・サービスを生み出すことができる環境を整備していく。これにより、他の事業者の方々との連携による相乗効果を発揮しながら、省エネルギーなどに関する新しい形態のサービスを検討・展開していく。

また、高効率の発電設備の建設・運営や高品質の送電網管理など当社が蓄積しているさまざまな知見を活用して、新興国における発電事業やコンサルティング事業をすすめることにより、国際的な燃料需給の緩和への貢献と調達面でのリスクの低減をはかるとともに、収益機会の拡大をめざしていく。

(iv) 意識改革

当社が直面するさまざまな課題の解決には、「ゼロからの挑戦」の覚悟をもって社会のみなさまからの信頼を回復し、関係者の方々との協力・連携によって新たな事業展開をすすめていく必要がある。そのためには、責任を全うする、開かれた東京電力となる、お客さま・社会とともにエネルギーサービスを変革するという「新しい東電」の方向性を全社員が共有し、意識改革を実践していくことが何より重要である。

こうした改革に向け、ガバナンス改革として、平成24年6月の定時株主総会をもって委員会設置会社へ移行した。今後この経営体制のもと、経営の客観性・透明性を高めていく。また、組織改革として、各部門のミッションと収益・コスト構造の明確化、透明性の向上をはかるため、燃料・火力部門、送配電部門及び小売部門についてカンパニー制を導入していく。さらに、人事制度改革として、実力主義を徹底する新人事処遇制度を導入し、社員の切磋琢磨や創意工夫を促すとともに、部門間の人事異動を積極的に実施し、その連携の強化等をはかっていく。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、4,207百万円である。

また、当第1四半期連結累計期間における当社グループの主要事業である電気事業の技術開発については、「東京電力㈱福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」ならびに「総合特別事業計画」のとりまとめを受けて、「中長期ロードマップに基づいた廃止措置等に向けた技術開発」及び「需給両面での安定供給を確保する技術開発」に重点化して取り組んでいる。

(4) 生産及び販売の状況

連結会社においては、電気事業が事業の大半を占めており、また、電気事業以外のセグメントの製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、これらのセグメントについては生産規模等を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため、生産及び販売の状況については、電気事業のみを記載している。

なお、電気事業については、販売電力量を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって販売電力量が増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期の販売電力量は相対的に低水準となる特徴がある。

① 需給実績

種別		平成24年度第1四半期	前年同四半期比 (%)	
発 受 電 電 力 量	連 結 会 社	水力発電電力量 (百万kWh)	3,720	114.1
		火力発電電力量 (百万kWh)	52,230	125.7
		原子力発電電力量 (百万kWh)	0	0.0
		新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	13	614.1
	他社受電電力量 (百万kWh)	10,430 △626	128.7 68.2	
	融通電力量 (百万kWh)	1,714 △1,800	50.2 85.7	
	揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)	△391	277.6	
	合計 (百万kWh)	65,290	101.8	
	総合損失電力量 (百万kWh)	2,881	72.8	
販売電力量 (百万kWh)	62,409	103.7		
出水率 (%)	103.6	—		

(注) 1. 連結会社の水力発電電力量には、東京発電㈱からの受電電力量294百万kWhが含まれている。

2. 他社受電電力量及び融通電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。

3. 揚水発電所の揚水用電力量とは、貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。

4. 販売電力量の中には、自社事業用電力量(平成24年度第1四半期75百万kWh)を含んでいる。

5. 平成24年度第1四半期出水率は、昭和56年度第1四半期から平成22年度第1四半期までの第1四半期の30か年平均に対する比である。

なお、平成23年度第1四半期出水率は、昭和55年度第1四半期から平成21年度第1四半期までの第1四半期の30か年平均に対する比であり、98.3%である。

② 販売実績

a 契約高

種別		平成24年6月30日現在	前年同四半期比 (%)
契約口数	電灯	26,740,436	100.6
	電力	2,161,261	98.0
	計	28,901,697	100.4
契約電力 (千kW)	電灯	96,342	101.0
	電力	14,693	97.9
	計	111,034	100.6

(注) 電力には、特定規模需要は含まれていない。

b 販売電力量

種別		平成24年度第1四半期 (百万kWh)	前年同四半期比 (%)	
特定規模需要 以外の 需要	電 灯	定額電灯	52	94.9
		従量電灯A・B	14,211	99.8
		従量電灯C	2,982	102.3
		その他	3,539	107.0
		計	20,785	101.3
	電 力	低圧電力	1,857	102.0
		その他	503	96.6
		計	2,361	100.8
	電灯電力合計		23,146	101.3
	特定規模需要		39,263	105.2
電灯電力・特定規模合計		62,409	103.7	
他社販売		522	100.8	
融通		1,800	85.7	

c 料金収入

種別	平成24年度第1四半期 (百万円)	前年同四半期比 (%)
電灯	479,905	111.5
電力	693,813	120.5
電灯電力合計	1,173,718	116.6
他社販売	7,785	89.6
融通	24,710	132.0

(注) 1. 電力には、特定規模需要を含む。
2. 上記料金収入には消費税等は含まれていない。

d 産業別（大口電力）需要実績

種別		平成24年度第1四半期		
		販売電力量		
		(百万kWh)	前年同四半期比 (%)	
鉱 工 業	鉱業	41	98.7	
	製 造 業	食料品	1,377	100.5
		繊維工業	81	100.5
		パルプ・紙・紙加工品	641	97.1
		化学工業	2,234	98.1
		石油製品・石炭製品	119	115.2
		ゴム製品	146	91.4
		窯業土石	587	98.4
		鉄鋼業	2,095	103.3
		非鉄金属	992	101.5
		機械器具	3,946	102.4
		その他	2,362	98.2
	計	14,581	100.4	
	計	14,621	100.4	
そ の 他	鉄道業	1,383	112.1	
	その他	3,008	102.2	
	計	4,390	105.1	
合計		19,012	101.5	

③ 電気料金

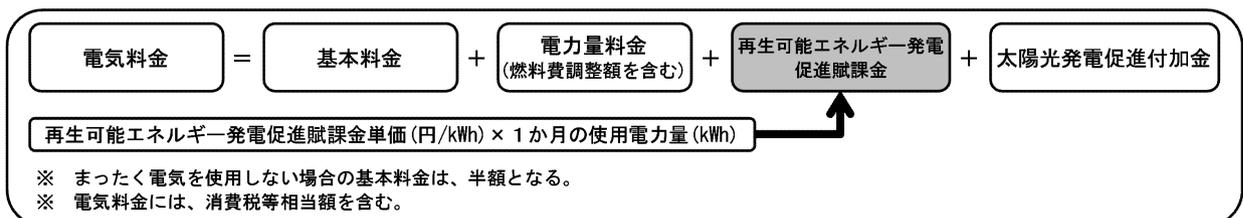
再生可能エネルギー発電促進賦課金

イ. 概要

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が平成24年7月より開始され、再生可能エネルギーを用いて発電された電気の買取費用は「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気をお使いになる全てのお客さまにご負担いただくこととなった。当社はこれにもとづき、平成24年8月分からのお客さまの電気料金に「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を適用するため、平成24年6月20日、経済産業大臣に電気供給約款の変更届出等を行った。

なお、「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他の関係法令等の規定に従って毎年度定められる。

ロ. 電気料金（1ヵ月）の算出方法
（従量制供給の場合）



④ 託送供給料金

当社は、平成24年6月20日、負荷変動対応電力のうち夜間時間における変動範囲超過電力の料金の引下げに係る託送供給約款の変更を経済産業大臣に届出し、平成24年7月1日から実施した。

負荷変動対応電力の新たな料金については、下記のとおりである。

(消費税等相当額を含む料金単価)

		単位	料金単価 (円)	
負荷変動 対応電力	変動範囲内電力	1 kWhにつき	11.66	
	変動範囲超過電力	夏季昼間時間	〃	40.69
		その他季昼間時間	〃	35.50
		夜間時間	〃	21.62

- (注) 1. 「夏季昼間時間」とは毎年7月1日から9月30日までの毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「その他季昼間時間」とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは「夏季昼間時間」および「その他季昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は全日「夜間時間」扱いとする。
2. 原油・LNG（液化天然ガス）・石炭などの燃料価格の変動に応じ毎月自動的に料金を調整する燃料費調整制度が導入されている。

(5) 設備の状況

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、除却等について、当第1四半期連結累計期間に重要な変更はない。また、当第1四半期連結累計期間に新たに確定した主要な設備の新設、除却等の計画はない。

なお、前連結会計年度末における設備の新設、除却等の計画の当第1四半期連結累計期間の完了分は、次のとおりである。

(水力発電設備)

地点名	出力 (千kW)	着工	運転開始
神流川	470	平成9年2月	平成24年6月

(注) 神流川の全発電設備完成時の出力は、2,820千kWである。

(送電設備)

件名	電圧 (kV)	亘長 (km)	着工	運転開始
千葉葛南線新設	275	30.4	平成23年4月	平成24年6月
川崎豊洲線新設	275	22.2	平成21年8月	平成24年5月

- (注) 1. 千葉葛南線は3番線の完成であり、今後1番線については、平成26年4月の完成を予定している。なお、亘長については、30.7kmを30.4kmに変更した。
2. 川崎豊洲線は1番線の完成であり、今後2番線については平成27年11月、3番線については平成28年11月の完成を予定している。

(原子力発電設備)

地点名	出力 (千kW)	廃止
福島第一1～4号機	2,812	平成24年4月

(6) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の解消

福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。そのため、平成23年3月期以降平成24年3月期まで当社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していた。

当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら原賠法に基づく賠償を実施することとした。これに対し、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」（以下「機構法」）が成立したことを受け、当社は原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）に対し、機構法に基づく資金交付の申請を行うとともに、機構と共同して緊急特別事業計画の認定を申請し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の決定を受けた。その後、当社は要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、資金交付の額の変更の申請を行い、主務大臣に対し、緊急特別事業計画の変更を申請し、平成24年2月13日に同計画の変更の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更の決定を受けた。

一方、当社は、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成24年3月16日）の策定等を踏まえ、要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、資金交付の額の変更の申請を行うとともに、迅速かつ適切な賠償の実施に万全を期し、福島第一原子力発電所1～4号機の着実な廃止措置へ全力で取り組む態勢の整備に加え、電力の安定供給を確保すべく、自律的な資金調達力の早期回復に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構法に基づく株式の引受けの申請を行った。また、経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向け、当社は機構と共同して緊急特別事業計画を見直し、主務大臣に対し、総合特別事業計画の認定を申請し、平成24年5月9日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より株式の引受け（払込金額総額1兆円）を含む資金援助の決定を受けており、平成24年5月21日開催の当社取締役会において、機構を割当先とする優先株式の発行を決議し、平成24年6月27日開催の当社定時株主総会において、本優先株式発行に必要な発行可能株式総数の増加等に関する議案について全ての承認可決の後、平成24年7月25日開催の当社取締役会において、本優先株式の発行に係る払込期間の変更を決議し、平成24年7月31日に本優先株式の払込が完了した。

さらに、当社の収益構造は、原子力電源の停止による火力電源への依存度の高まりにより大幅に悪化していることから、総合特別事業計画に基づく徹底的な経営合理化を実施することにより、費用を可能な限り削減していくとともに、かかる徹底したコスト削減の取組みをもってしても賄うことが困難な燃料費等のコスト増分について、お客さまにご理解をいただけるよう努めていくことを前提に、平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく電気料金の改定の申請を行い、平成24年7月20日に経済産業省より提示された査定方針に基づき、平成24年7月25日に認可申請の修正を経済産業大臣に提出し、同日、経済産業大臣の認可を受け、平成24年9月1日より同認可に基づく電気料金の改定を行うこととしている。

これらにより、当社グループの財務体質は改善される見込みであることから、現時点では、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況はないと判断した。

当社は、今後とも、原子力損害の被害を受けられた皆さまの目線に立った親身・親切的な賠償を実現するとともに、着実な廃止措置の実施、電力の安定供給の確保、抜本的な経営の合理化を進めていく。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	6,400,000,000(注1、2)

(注1) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数6,400,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

(注2) 平成24年6月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が決議され、同年7月31日、A種優先株式及びB種優先株式のすべてについての払込金額の払込がなされたことを受け、発行可能株式総数は7,700,000,000株増加し、14,100,000,000株となっている。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月3日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	1,607,017,531	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
A種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	—	1,600,000,000	非上場	単元株式数は100株 (注1、2、3)
B種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	—	340,000,000	非上場	単元株式数は10株 (注1、2、3)
計	1,607,017,531	3,547,017,531	—	—

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

- (1) A種優先株式及びB種優先株式(以下「本優先株式」という。)には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。
- (2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

(以下本(注1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日（以下本（注1）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記（注3）(1)④及び（注3）(2)④を参照。

- (3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記（注3）(1)④及び（注3）(2)④を参照。

- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

- (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

a. ①原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本 a. において同じ。）を3分の2以上に増加させる場合、又は②下記 b. により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

b. ①当社の集中的な経営改革に一定の目途がついたと機構が判断する場合、又は②当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること

- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

- (3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

① 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

③ 議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

① 剰余金の配当

(ア) A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(イ)に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記(ウ)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

(イ) A種優先配当率

A種優先配当率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.25%

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

(ウ) A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

(エ) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(オ) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(カ) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

(ア) A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(ウ)に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(イ) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(ア)のほか残余財産の分配を行わない。

(ウ) 経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(エ) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

(ア) 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記(イ)に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(ウ)乃至(オ)で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(イ) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記(ウ)乃至(オ)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(ウ) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(エ) 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(オ)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記(オ)に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記(オ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(オ) 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本(オ)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(オ)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(1)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(1)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(カ) 合理的な措置

上記(ウ)乃至(オ)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ B種優先株式を対価とする取得請求権

(ア) B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記(イ)に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

(イ) A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

① 剰余金の配当

(ア) B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記（イ）に定める配当率（以下「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記（ウ）に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

(イ) B種優先配当率

B種優先配当率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.5%

なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

(ウ) B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

(エ) 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(オ) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(カ) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

(ア) B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記（ウ）に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(イ) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記（ア）のほか残余財産の分配を行わない。

(ウ) 経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(エ) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

(ア) 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記(イ)に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(ウ)乃至(オ)で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(イ) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記(ウ)乃至(オ)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(ウ) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(エ) 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。））。但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(オ)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記(オ)に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記(オ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(オ) 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本(オ)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(オ)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(2)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(2)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。))の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(カ) 合理的な措置

上記(ウ)乃至(オ)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ A種優先株式を対価とする取得請求権

(ア) A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記(イ)に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

(イ) B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

- (2) 【新株予約権等の状況】
該当事項なし。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項なし。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	－	1,607,017	－	900,975	－	243,555

(注) 平成24年7月31日を払込日とする第三者割当によるA種優先株式及びB種優先株式の発行により、発行済株式総数が1,940,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ500,000百万円増加している。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,949,400	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,955,900		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,593,220,100	15,932,201	—
単元未満株式	普通株式 6,892,131	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	1,607,017,531	—	—
総株主の議決権	—	15,932,201	—

- (注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。
2. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日 (平成24年3月31日) に基づく株主名簿による記載をしている。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸 町1丁目1番3号	2,949,400	—	2,949,400	0.18
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁 目8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.15
株式会社東京エネシス	東京都港区新橋6丁 目9番7号	1,349,500	—	1,349,500	0.08
東光電気株式会社	東京都千代田区有楽 町1丁目7番1号	236,600	—	236,600	0.01
計	—	6,905,300	—	6,905,300	0.43

- (注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株 (議決権の数10個) ある。
- なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の普通株式に含まれている。
2. 当第1四半期会計期間末日現在の「自己株式等」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日 (平成24年3月31日) に基づく株主名簿による記載をしている。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
固定資産	13,250,222	12,838,719
電気事業固定資産	7,375,572	7,369,914
水力発電設備	645,543	650,716
汽力発電設備	850,157	835,815
原子力発電設備	726,295	720,744
送電設備	2,009,555	2,016,849
変電設備	787,380	780,564
配電設備	2,124,511	2,112,573
業務設備	142,697	141,759
その他の電気事業固定資産	89,431	110,891
その他の固定資産	416,642	393,305
固定資産仮勘定	943,572	925,682
建設仮勘定及び除却仮勘定	943,572	925,682
核燃料	845,397	840,743
装荷核燃料	131,555	141,718
加工中等核燃料	713,841	699,024
投資その他の資産	3,669,037	3,309,073
長期投資	160,792	156,725
使用済燃料再処理等積立金	1,125,997	1,100,296
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	1,762,671	1,416,571
その他	620,326	636,186
貸倒引当金(貸方)	△749	△705
流動資産	2,286,234	1,690,564
現金及び預金	1,287,418	721,168
受取手形及び売掛金	432,925	421,590
たな卸資産	189,527	222,552
その他	379,598	328,607
貸倒引当金(貸方)	△3,236	△3,354
合計	15,536,456	14,529,284

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債及び純資産の部		
固定負債	12,391,463	11,867,064
社債	3,677,464	3,484,263
長期借入金	3,276,110	3,196,876
退職給付引当金	432,562	433,717
使用済燃料再処理等引当金	1,162,777	1,148,645
使用済燃料再処理等準備引当金	58,461	59,046
災害損失引当金	787,507	768,647
原子力損害賠償引当金	2,063,398	1,839,686
資産除去債務	803,299	807,005
その他	129,881	129,176
流動負債	2,318,963	2,118,999
1年以内に期限到来の固定負債	932,510	825,258
短期借入金	441,765	520,372
支払手形及び買掛金	317,479	273,599
未払税金	65,140	44,909
その他	562,067	454,859
特別法上の引当金	13,552	15,901
濁水準備引当金	9,865	12,114
原子力発電工事償却準備引当金	3,687	3,787
負債合計	14,723,979	14,001,966
株主資本	848,736	560,352
資本金	900,975	900,975
資本剰余金	243,631	243,629
利益剰余金	△287,497	△575,880
自己株式	△8,372	△8,372
その他の包括利益累計額	△61,558	△57,918
その他有価証券評価差額金	1,288	△458
繰延ヘッジ損益	△16,794	△16,559
土地再評価差額金	△3,236	△3,248
為替換算調整勘定	△42,816	△37,652
少数株主持分	25,299	24,884
純資産合計	812,476	527,318
合計	15,536,456	14,529,284

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年6月30日まで)
営業収益	1,133,115	1,309,727
電気事業営業収益	1,057,340	1,231,738
その他事業営業収益	75,774	77,989
営業費用	1,185,162	1,418,570
電気事業営業費用	1,118,656	1,353,652
その他事業営業費用	66,505	64,917
営業損失(△)	△52,047	△108,842
営業外収益	25,960	25,011
受取配当金	5,240	1,404
受取利息	4,746	5,120
持分法による投資利益	10,476	6,004
固定資産売却益	394	7,176
その他	5,102	5,305
営業外費用	36,676	40,434
支払利息	33,514	30,392
その他	3,162	10,042
四半期経常収益合計	1,159,076	1,334,739
四半期経常費用合計	1,221,839	1,459,005
経常損失(△)	△62,763	△124,265
渴水準備金引当又は取崩し	△1,170	2,249
渴水準備金引当	—	2,249
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△1,170	—
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	266	99
原子力発電工事償却準備金引当	266	99
特別利益	—	6,224
有価証券売却益	—	1,985
関係会社株式売却益	—	4,239
特別損失	503,257	161,006
災害特別損失	105,548	—
原子力損害賠償費	397,709	161,006
税金等調整前四半期純損失(△)	△565,116	△281,396
法人税、住民税及び事業税	4,940	5,422
法人税等調整額	970	259
法人税等合計	5,911	5,682
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△571,028	△287,078
少数株主利益	731	1,315
四半期純損失(△)	△571,759	△288,394

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年6月30日まで)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△571,028	△287,078
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	19,240	△1,894
繰延ヘッジ損益	121	26
為替換算調整勘定	3,716	3,573
持分法適用会社に対する持分相当額	1,004	2,609
その他の包括利益合計	24,083	4,314
四半期包括利益	△546,944	△282,763
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△548,672	△284,743
少数株主に係る四半期包括利益	1,728	1,979

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年6月30日まで)
(1) 連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、東京都市サービス株式会社は株式を一部売却したことにより、連結子会社から持分法適用関連会社に変更している。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、グレート・エナジー・アライアンス社は株式を売却したことにより、持分法適用の範囲から除外している。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年6月30日まで)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 法人税法の改正（「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成23年政令第379号））に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。この変更に伴う影響は軽微である。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年6月30日まで)
(福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害の賠償) 東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補、平成24年3月16日の中間指針第二次追補及び同年7月20日に政府の方針として公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、一部を除く風評被害及び財物価値の喪失または減少等の賠償見積額2,805,937百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額2,685,937百万円と前連結会計年度の見積額との差額161,006百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の賠償金請求実績及び客観的な統計データ等に基づく合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。 一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年3月29日に同日時点での要賠償額の見通し額2,546,271百万円への資金援助の額の変更を申請し、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額2,426,271百万円の資金交付の決定を受けている。 なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

(1) 保証債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
イ 関連会社等の金融機関からの借入金に 対する保証債務	247,435百万円	241,614百万円
ロ 関連会社が発行している社債に対する 保証債務	9,597	9,597
ハ 関連会社等が締結した契約の履行に対 する保証債務	21,805	18,239
ニ 従業員の持ち家財形融資等による金融 機関からの借入金に対する保証債務	236,834	235,312
計	515,673	504,762

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
	70,000百万円	70,000百万円

(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度（平成24年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害、間接被害及び一部の財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

当第1四半期連結会計期間（平成24年6月30日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補、平成24年3月16日の中間指針第二次追補及び同年7月20日に政府の方針として公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な

額については、当第1四半期連結会計期間において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害及び一部の風評被害及び財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)

季節的変動

電気事業については、売上高において販売電力量を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって販売電力量が増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期の販売電力量は相対的に低水準となる特徴がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年6月30日まで)
減価償却費	168,086百万円	154,243百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	1,057,340	75,774	1,133,115	—	1,133,115
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	60,891	60,891	△60,891	—
計	1,057,340	136,666	1,194,006	△60,891	1,133,115
セグメント利益又は損失(△)	△62,352	9,663	△52,688	641	△52,047

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額641百万円には、セグメント間取引消去631百万円等が含まれている。
3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

II 当第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	1,231,738	77,989	1,309,727	—	1,309,727
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	60,586	60,586	△60,586	—
計	1,231,738	138,575	1,370,313	△60,586	1,309,727
セグメント利益又は損失(△)	△123,203	13,624	△109,579	736	△108,842

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額736百万円には、セグメント間取引消去736百万円等が含まれている。
3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年6月30日まで)
1株当たり四半期純損失(△)	△356円79銭	△179円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(△)(百万円)	△571,759	△288,394
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円)	△571,759	△288,394
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,602,517	1,602,479

- (注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

(重要な後発事象)

1. 料金改定の実施

当社の収益構造は、原子力電源の停止による火力電源への依存度の高まりにより大幅に悪化していることなどから、平成24年5月9日に主務大臣より認定を受けた総合特別事業計画に基づく徹底的な経営合理化を実施することにより、費用を可能な限り削減していくとともに、かかる徹底したコスト削減の取組みをもってしても賄うことが困難な燃料費等のコスト増分について、お客さまにご理解をいただけるよう努めていくことを前提に、同月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法第19条第1項の規定に基づく電気料金の改定の申請を行った。その後、同年7月20日に経済産業省より提示された査定方針に基づき、同月25日に認可申請の修正を経済産業大臣に提出し、同日、経済産業大臣の認可を受け、同年9月1日より同認可に基づく電気料金の改定を行うこととしている。その内容は以下のとおりである。

(1) 規制部門（ご家庭や商店・事務所等のお客さま）の平均値上げ率

新単価 (円 銭)	旧単価 (円 銭)	値上げ率 ※ () は申請ベース
25.31	23.34	8.46% (10.28%)

(2) 規制部門の認可を踏まえた自由化部門の電気料金の見直し

自由化部門のお客さまについては、平成24年4月より、順次、電気料金の値上げ（高圧のお客さま+2.61円/kWh、特別高圧のお客さま+2.58円/kWh）をお願いしているが、規制部門（ご家庭や商店・事務所等のお客さま）の電気料金認可を踏まえ、自由化部門の電気料金についても、その内容を反映し、見直しをした結果、4月よりお願いしている値上げ後の単価（燃料費調整単価を含む）から、25銭差し引いた単価を見直し後の電力量料金単価とし、同年9月1日から適用する。なお、同年8月31日以前より4月からの値上げ料金で契約いただいているお客さまについては、今回の見直しによる差額相当分に加え、早期に契約いただいていることを踏まえた割引単価により、同年10月分の電気料金にて割引する。

2. 第三者割当による優先株式発行

当社は、平成24年5月21日開催の当社取締役会において、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）の発行を決議し、同年6月27日開催の当社定時株主総会において、本優先株式発行に必要な発行可能株式総数の増加等に関する議案について全て承認可決された。その後、同年7月25日開催の当社取締役会において、本優先株式の発行に係る払込期間の変更を決議し、同月31日、本優先株式の払込が完了した。その内容は以下のとおりである。

(1) 第三者割当による本優先株式発行

① 募集株式の種類	A種優先株式	B種優先株式
② 募集株式の数	1,600,000,000株	340,000,000株
③ 発行価格（払込金額）	1株につき200円	1株につき2,000円
④ 発行価額の総額	320,000,000,000円	680,000,000,000円
⑤ 増加する資本金の額	160,000,000,000円	340,000,000,000円
⑥ 増加する資本準備金の額	160,000,000,000円	340,000,000,000円
⑦ 募集方法	第三者割当の方法により、機構に全株式を割当て	

(2) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

払込金額の総額1,000,000,000,000円から発行諸費用概算額2,590,000,000円を差し引いた差引手取概算額997,410,000,000円については、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施に万全を期し、着実な廃止措置について全力で取り組む万全の態勢を整えるとともに、電力の安定供給のために必要な資金として、平成27年3月末を目途に随時使用することを予定している。

なお、本優先株式の発行に係る払込期間の変更等に関して、平成24年7月25日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局に提出している。

また、本優先株式発行に伴い、機構が当社の主要株主となったことについて、同月31日に臨時報告書を関東財務局に提出している。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月3日

東京電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京電力株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 「追加情報 福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害の賠償」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補、平成24年3月16日の中間指針第二次追補及び同年7月20日に政府の方針として公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、一部を除く風評被害及び財物価値の喪失または減少等の賠償見積額2,805,937百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額2,685,937百万円と前連結会計年度の見積額との差額161,006百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の賠償金請求実績及び客観的な統計データ等に基づく合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年3月29日に同日時点での要賠償額の見直し額2,546,271百万円への資金援助の額の変更を申請し、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額2,426,271百万円の資金交付の決定を受けている。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。
 2. 「注記事項 四半期連結貸借対照表関係 (3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務 当第1四半期連結会計期間」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補、平成24年3月16日の中間指針第二次追補及び同年7月20日に政府の方針として公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当第1四半期連結会計期間において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害及び一部の風評被害及び財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
 3. 「注記事項 重要な後発事象 1. 料金改定の実施」に記載されているとおり、会社は、平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法第19条第1項の規定に基づく電気料金の改定の申請を行った。その後、同年7月20日に経済産業省より提示された査定方針に基づき、同月25日に認可申請の修正を経済産業大臣に提出し、同日、経済産業大臣の認可を受け、同年9月1日より同認可に基づく電気料金の改定を行うこととしている。
 4. 「注記事項 重要な後発事象 2. 第三者割当による優先株式発行」に記載されているとおり、会社は、平成24年5月21日開催の会社取締役会において、原子力損害賠償支援機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）の発行を決議し、同年6月27日開催の会社定時株主総会において、本優先株式発行に必要な発行可能株式総数の増加等に関する議案について全て承認可決された。その後、同年7月25日開催の会社取締役会において、本優先株式の発行に係る払込期間の変更を決議し、同月31日、本優先株式の払込が完了した。
- 当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。